一斉休憩の適用除外に関する協定書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「会社」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第34条第2項ただし書に基づき、休憩時間に関し、次のとおり協定する。

第1条（一斉に休憩を与えない従業員の範囲）

＿＿＿＿＿＿＿＿の業務に従事する従業員には、一斉に休憩を与えない。

第2条（休憩の与え方）

前条の従業員には、次の班ごとに交替で休憩を与える。

- 第1班　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで
- 第2班　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで
- 第3班　＿＿時＿＿分から＿＿時＿＿分まで

第3条（効力の発生）

この協定は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日から効力を生じる。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

会社　＿＿＿＿＿＿＿＿　職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

従業員代表　職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

このサイトの例です。条文と労働局の協定書の例が定めている事項だけを並べています。日付・日数・時刻は会社で決めて書き入れます。